（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） **第百二十三条**　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。 ［一～六　略］ 六の二　その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨を所管金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じていないと認められる状況 ［七～三十六　略］ ［2～16　略］ （業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） **第二百八十一条**　法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。 ［一～三　略］ 四　その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況 四の二　その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨を管轄財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じていないと認められる状況 ［五～十三　略］	（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） **第百二十三条**　［同上］ ［一～六　同上］ ［号を加える。］ ［七～三十六　同上］ ［2～16　同上］ （業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） **第二百八十一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況 ［号を加える。］ ［五～十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（個人利用者情報の漏えい等の報告） **第四十四条の二**　前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	